

その他（各種届出・様式について）

◆各種届出の提出締切

届出内容		提出期限	備考
指定申請・更新		予定日の1月前	
変更届		変更日から10日以内	
廃止・休止届		廃止・休止の1月前	
再開届		再開日から10日以内	
加算届	在宅サービス 居宅介護支援	算定開始・変更 月の前月15日まで	※要件を満たさなくなった等の理由で算定を終了する場合は、速やかに届出を行ってください。
	居住系サービス 施設サービス	算定開始・変更 月の当月1日まで	

◆変更届（年1回の緩和事項）

運営規程について、「従業員の職種・員数・職務内容」の変更のみ、4月の配置状況を前年度4月と比較（確認・記録）し、増減がある場合は5月末までに届出を行ってください。

上記に伴い、資格職の変更がある場合は、資格証（写し）の提出もお願いします。

※代表者、管理者、介護支援専門員、サービス提供責任者の変更は、その都度届出が必要です！

その他（介護職員等処遇改善加算等について）

◆令和6年度に係る計画書及び加算届の提出

令和6年度の介護職員等処遇改善加算等に係る関係書類は、下記期限までに市高齢者福祉課（事業者指導係）へ提出してください。

	提出期限	備考
計画書	令和6年4月15日	加算を取得する場合は毎年度提出が必要！
加算届	各サービス加算届の提出期限	加算区分に変更がない場合は提出不要！

※計画書の様式が変更となっておりますのでご注意ください。

※関係書類については、市高齢者福祉課ホームページへ掲載しています。

【トップページ＞医療・健康・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険＞介護事業所の方＞介護職員等処遇改善加算等について】

その他（区域外指定について）

◆地域密着型サービスの基本原則

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則としてその市町村の方だけが使える介護サービスです。そのため、原則として益田市に所在する地域密着型事業所は、益田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。

例えば、益田市外の住民が益田市内のグループホームに住民票を異動して入居する場合などは、地域密着型サービスの趣旨に沿わないものといえます。

◆地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

原則は上記のとおりですが、被保険者からの利用希望に基づき益田市が必要であると認める場合には、例外的に他の市町村に所在する事業所について、市町村（施設所在）の同意を得た上で指定することにより、利用可能となります。

※他市町村の被保険者が、益田市の地域密着型サービスを利用する際も、保険者間での協議・同意や指定が必要となるので、該当事例がある場合は事前に事業者指導係へお問い合わせください。

その他（区域外指定について）

◆利用・手続き例

★益田市の被保険者がA市の地域密着型サービスを利用したいとき

⇒A市の同意・益田市への指定手続きが必要

★A市の被保険者が益田市の地域密着型サービスを利用したいとき

⇒益田市の同意・A市（他市町村）への指定手続きが必要

★住所地特例者

⇒提供対象サービスであれば手続き等不要で利用可能

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に入居した者のみ利用可能

★総合事業

⇒保険者間の同意は不要
指定手続きが必要

【住所地特例対象者への提供対象サービス（介護予防含む）】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑥地域密着型通所介護

その他（避難確保計画について）

（1）平成29年及び令和3年の水防法等の改正について

■改正の概要

- 下記の＜対象施設＞について、次の事項を義務化
 - ✓ 避難確保計画の作成
 - ✓ 避難確保計画の市町村への報告
 - ✓ 避難訓練の実施
 - ✓ 「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村に報告すること

＜対象施設＞

- 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設

その他（避難確保計画について）

（2）避難確保計画の作成・報告について

対象施設であるかどうかの確認

- ・ 要配慮者利用施設一覧（益田市HP）

＜対象施設である場合＞
避難確保計画の作成
及び市への報告

- ・ 避難確保計画作成の手引き（益田市HP）
- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

避難訓練の実施
避難訓練の結果の報告

- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

➤ 要配慮者利用施設一覧及び避難確保計画作成の手引きについては、下記掲載場所をご確認ください。

【トップページ＞暮らし・手続き＞防災＞防災に関する計画等＞計画等＞避難確保計画の作成について】

その他（情報提供）

◆介護労働安定センター

介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けられるようにするためには、雇用管理の改善等は重要です。

公益財団法人 介護労働安定センターでは、事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助を実施しています。

就業規則や賃金規程の作成等、相談・援助も行っていますので、適宜ご活用ください。

★介護労働安定センターホームページ★

<http://www.kaigo-center.or.jp>